

ご連絡先：〒102-0074  
東京都千代田区九段南3-5-11 スクエア九段ビルディング 5F  
電話：03-5212-2192 FAX：03-5212-2299  
e-mail:officeasahina@sr-asahina.jp  
URL:http://www.sr-asahina.jp



あけましておめでとう  
ございます。  
本年もよろしくお願ひ申  
上げます。

年始早々からオミクロ  
ン株の脅威により、新型  
コロナウイルス感染症の  
新規感染者数が増えてい  
ます。まだまだ予断を許  
さない状況が続きます  
が、くれぐれもご自愛く  
ださい。

**◆最新・行政の動き**

働き方改革関連法(改正労基法)が施行されて2年半余りが経過しましたが、厚生労働省では、猶予措置終了(令和6年3月末)後の取扱いに関する法整備を加速させています。

改正労基法では時間外上限(単月100時間未満、年720時間以内等)を定めましたが、自動車運転・医師の業務、建設の事業等については猶予措置の対象となっています。

このうち、「自動車運転の業務」に関しては、「改善基準」を改正します。労働政策審議会が示した案では、タクシーの場合で、1カ月の拘束時間を288時間、休息期間を1回11時間(週3回まで9時間)等に修正するとしています。

「医業に従事する医師」については、改正医療法により5区分に分けた規制が実施されますが、一般的な医業で年間上限を960時間等と定める省令が公布される予定です。

**◆ニュース**

**割増賃金の計算で要望 算定基礎から在勤手当除外を**

経団連は、2021年度規制改革要望のなかで、割増賃金の算定基礎賃金から在宅勤務手当を除外できるように法整備することを提言しました。

新型コロナの蔓延を契機としてテレワークが急増しましたが、仕事と家庭の両立という観点から、新しい働き方として同制度の定着が望まれます。

現行の労基法では、割増賃金を計算する際、算定基礎から除外できる賃金項目は、家族手当・通勤手当等の7項目に限定されています。

しかし、テレワークの導入に際しては、在宅勤務に必要な備品の購入や、通信・交通費等の補填のために、在宅勤務手当等を整備するのが通例です。

これは「家族手当などと同様に、個人的な事情に基づいて支払われる」ものであるため、支給日数に応じた定額支給等の場合には、その趣旨からいって算定基礎から除外するのが適切という見解を示しました

**フリーランス保護法を早期制定 非正規への分配強化にも配慮**

政府の「新しい資本主義実現会議」は、緊急提言をまとめました。来春の賃金交渉で賃上げに積極的な対応をした企業に対して税制措置を講じ、継続雇用・非正規雇用を含めた全雇用者の給与総額の増加を後押しします。

雇用形態の多様化を踏まえ、新たな「フリーランス保護法制」の早期国会提出も明記しました。フリーランサーが安心して働ける環境を整備するため、事業

者との間で取引する際の契約や禁止行為の明確化などを推進します。

大企業と中小企業の共存共栄に関しては、下請Gメンを大幅に増員し、取引適正化のための監督強化を求めました。労務費や原材料費を含むコストの上昇が、適切に反映されるか、状況調査も行うべきとしています。

最低賃金については、中小企業への支援強化と地域間格差の是正に取り組みつつ、早期に全国加重平均1000円を目指すという目標を再確認しました。

緊急提言の内容は、政府の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」にも反映されています。

**派遣「申込みなし」初適用！ 実質的に偽装請負と認定**

業務請負で働いていた労働者5人が「労働契約申込みなし制」の適用を求めた事案で、大阪高等裁判所は直接雇用成立を認めました。同制度の適用を認めた判決は全国初とみられます。

住宅建材の製造販売会社A社は、B社と業務請負契約を結びました。B社雇用の5人の労働者は労働組合を結成し、A社に対し、直接雇用に関する団交を申し入れました。その後、5人はB社を整理解雇され、裁判を提起しました。

派遣法に基づく「労働契約申込みなし制」は、その名のとおり、偽装請負等の違法派遣を受入れた派遣先が労働契約の申込みをしたとみなし、直接雇用の成立に導く仕組みです(平成27年施行)。

1審の大阪地裁は労働者側の主張を退けましたが、2審の高裁は「A社は具体的な作業手順を指示し、組織的に偽装請負の目的で役務提供を受けていた」と判断しました。

**男女共通・個室トイレの基準整備 事務所則を改正**

事務所衛生基準規則と労働安全衛生規則が改正されました。照度の規定(令和4年12月1日施行)を除き、公布日(令和3年12月1日)から施行されます。

オフィス等に適用される事務所則では、まず照度の基準が変わります。現行は精密(300ルクス)・普通(150ルクス)・粗(70ルクス)に3区分されていますが、新基準は一般的事務(300ルクス)・付随的事務(150ルクス)の2区分に整理されました。

トイレについては、現在、従業員規模に関わりなく、男女別設置が必要とされていますが、「小規模オフィスで2個のトイレ設置は非現実」という声もありました。新基準では、同時就業者が10人以上なら、独立個室型(男女共通)で足りることを明確化しました。

それ以上の規模の事業所で、男女別に区分されたトイレのほか独立個室型も併設する際の基準も整備しました。

工場等に適用される安衛則は、トイレに関し、上記と同様の改正を実施します。備え付けるべき救急用具については、具体的な品目に関する条文をカットします。

**半数が「起因物なし」で発生 休業4日以上の業務上腰痛**

労働安全衛生総合研究所がまとめた報告書によると、業務上の腰痛は、「曜日」では月曜日、「時間帯」では午前9時~12時に集中して発生しています。

報告書は平成30年~令和元年に発生した休業4日以上の業務上腰痛1万208件を分析しました。週明け、朝の始動時に発生の確率が高いことがうかがえます。

腰痛は「災害性」と「非災害性」に分けて業務上外の認定がなされます。調査では、約半数の4827件(47.3%)が「直接の起因物なし」で発生したとしています。

業務別にみると保健衛生業が3195件(31.3%)と最も多く、以下、商業(1688件、16.5%)、製造業(1527件、15.0%)、

運輸交通業(1407件、13.8%)の順となっています。

**組合員の出向命令解除に合理性 支配介入に当たらず**

中央労働委員会は、バス会社に出向中の組合員に対して本社復職を命じた事案で、不当労働行為に当たるとした初審命令を取り消しました。

親会社はバス事業を子会社に移管し、従業員も在籍出向の形で子会社に異動させました。賃金差額等は親会社が負担していましたが、支出削減策として、①子会社への転籍、②特別退職、③親会社への復職を本人に選択させるプランを労組側に提案しました。

その後、労組の同意を得られないまま選択申出書を提出しなかった組合員に対し復職命令を発令して紛争となり、初審の神奈川県労働委員会は救済命令を発令していました。

しかし、中労委は、神奈川労委の一時停止勧告に反し復職に踏み切った点について「やや拙速」と指摘したものの、出向費削減の必要性を認め、合意達成に向けた交渉努力も踏まえ、組合の弱体化を図る支配介入には当たらないという判断を下しています。

**◆送検**

**複数月平均で上限規制超え 虚偽の残業時間を記載 上田労基署**

長野・上田労基署は、複数月平均の時間外・休日労働数が上限を超えた等の理由で、鋼材・鉄筋加工販売業者を長野地検上田支部に書類送検しました。

働き方改革に伴う改正労基法では、時間外・休日労働の上限を1カ月100時間未満、2~6カ月平均で80時間以下等と定めています(中小は令和2年度から適用)。

しかし、同社の製造部門で働く労働者のうち8人は、半年の時間外・休日労働が毎月100時間を超え、当然のことながら2~6カ月の平均も規制の枠を超えています。同労基署では、「平均80時間超え」違反に対する送検は、全国でも初めてとしています。

同社は臨検を受けた後、是正報告を出していましたが、二重帳簿の疑いが生じ、再度臨検を実施し、事前情報等に基づき、

虚偽記載の事実が発覚しました。

**作業内容変更時の安全教育怠る 技能実習生が死亡 小諸労基署**

長野・小諸労基署は、技能実習生に必要な安全教育を行わなかったとして、農業を営む個人事業主を長野地検佐久支部に書類送検しました。

安全衛生教育の実施を定める安衛法59条(および安衛則35条)は、雇入れ時のほか、作業内容を変更したときにも適用があります。本事件は、「変更時」の義務違反を問題としたものです。

技能実習生は運転免許を保持していて、他の実習生の送り迎えのため、新たに「自動車の運転」業務も担当することになりました。しかし、事業主は、「外国人労働者の雇用管理指針」等に従わず、母国語や視聴覚教材を用いるなどして十分な安全教育を実施していなかったことが、死亡事故につながりました。

**◆監督指導動向**

**貸切バスの安全運行を要請 旅行需要の回復に備え 国交省**

新型コロナウイルス感染症の減退に合わせ、政府は「新たなGoToトラベル」の始動を急いでいます。それと並行し、国土交通省は、貸切バスの安全・安心な運行に向けた安全確保対策をとりまとめました。

対策は官民が連携して取り組み、①適切な安全投資を確保するための取組、②バス事業者への安全対策徹底の指導、③輸送の安全をチェックする取組、④関係者への再徹底——の4点を盛り込んでいます。

②に関しては、全国4000社の貸切バス事業者に向けて安全統括管理者への要請を行うとともに、全国で講習会と街頭指導を実施します。

③については、バス事業者・旅行会社双方に対し、法令を遵守した旅行・運行への取組を求めた「安全運行パートナーシップ宣言」、行程検討時の留意点等を示した「貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・順守状況等を点検するとしています。

以上